

No.	ご質問	回答	記載箇所
1)	資料2のP4については、作業済みの実績に合わせて変更したものなのか説明すること。また、変更した理由についても説明すること。	これまでは、「6.核燃料物質の管理及び譲渡し」の記載の中に、これまで第1段階および第2段階での作業実績を記載しておりました。一部補正にあたっては、本6.項については、核燃料物質の管理と譲渡しに関する内容のみとするため、解体届出で実施した作業実績に関する内容については、「5.解体の方法」へ一部移動しました。	廃止措置計画変更申請(補正) 5. 及び6.
2)	所有権境界内に当社社員を含む周辺公衆を居住させない担保について説明すること。	・人の居住をさせない担保として、保安規定で規定するというを日立製作所として決定する予定です。	保安規定変更申請(補正) 第15条の2
3)	資料2のP6の2行目 「NRの判断方法について保安規定に基づく下部規定を定め」とありますが保安規定のどこにNR判断に係る記載があるか説明すること。	保安規定第28条の2に基づく下部規定である「放射性廃棄物でない廃棄物取扱要領」において、NR物と判断に関する事項を記載しております。 (1) 付着・浸透等の汚染がないこと (2) 放射化による汚染がないこと (3) 確認測定の結果において汚染がないこと	既認可保安規定 第28条の2
4)	資料2P11【確認のみ】 日本産業規格は不要か説明すること。	JIS及び公共建築工事標準仕様書を追記する予定です。	-
5)	資料3 1/5 第5条については、「原子炉の機能を規定した項目」だけではないので、不要な場合はその理由を説明すること。	試験用原子炉施設として、両倉庫が含まれることを踏まえて、本条は「該当」へ変更します。 なお、両倉庫の維持管理については添付書類5に記載済みであり補正は不要と判断しております。	HR19-313 rev2
6)	資料3 5/5 第26条のNo160については、「熱はなく」及び「著しい腐食の恐れはない」とする根拠を説明すること。	・保管中の廃棄物及び解体3で発生する廃棄物は、原子炉停止後約50年を経過しており、運転時の放射線照射による崩壊熱はないものと判断しております。 ・著しい腐食を起こすものとして、「化学薬品」を想定しています。保管中の放射性固体廃棄物の全数の内容物の記録に化学薬品の記載はなく、これまでに容器の著しい腐食の発生はありません。また、今後実施する解体3では化学薬品を用いる計画はありません。したがって、著しい腐食の恐れはないものと判断しております。	HR19-313 rev2